

「護岸際建築等相談窓口一覧」

平成31年4月

1. 都市計画運河、都市計画高潮防御施設区域内（護岸から4m以内）

〔 運 河 : 小名木川、横十間川、北十間川
高潮防御施設 : 仙台堀川、大横川、平久川、竪川

(都市計画決定 昭和22年11月26日 戦復告第122号)

(都市計画変更 昭和39年1月27日 建告第96号)

問合せ先

都市計画施設の内容について（計画年月日など）：

東京都都市整備局都市基盤部調整課施設計画係（都庁第二庁舎22階）

TEL (5321) 1111 内線 30-424

都市計画法第53条第1項の許可申請・建築制限の内容について：

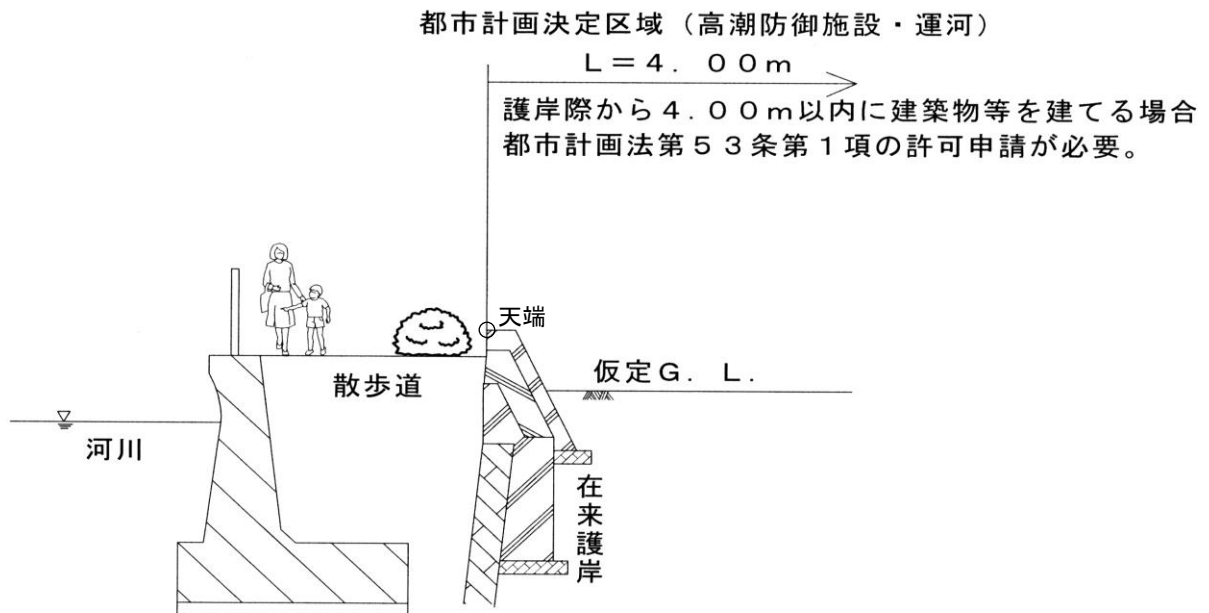
江東区都市整備部建築課建築係（5階27番窓口）

TEL (3647) 9111 内線 2942~2943

「公有地の拡大の推進に関する法律」の内容について：

江東区都市整備部都市計画課都市計画担当（5階21番窓口）

TEL (3647) 9111 内線 2911



※護岸に近接して建築物を建てる場合は、土木部河川公園課
工務係（防災センター6階2番窓口）に御相談ください。

2. 臨港地区、港湾隣接地域、海岸保全区域内

港湾法、海岸法による指導

問合せ先

東京都港湾局港湾経営部経営課指導係（都庁第二庁舎 8階）

直通TEL (5320) 5551

3. 河川保全区域

河川法第 55 条による行為の制限

① 隅田川河川区域より 10m以内

問合せ先（平成 24 年 2 月 27 日～平成 31 年秋頃）

東京都建設局第五建設事務所管理課河川管理担当係 江東区亀戸 2-10-7

TEL (5875) 1413

② 旧中川河川区域より 20m以内

問合せ先

江東区土木部河川公園課工務係（防災センター 6階 2番窓口）

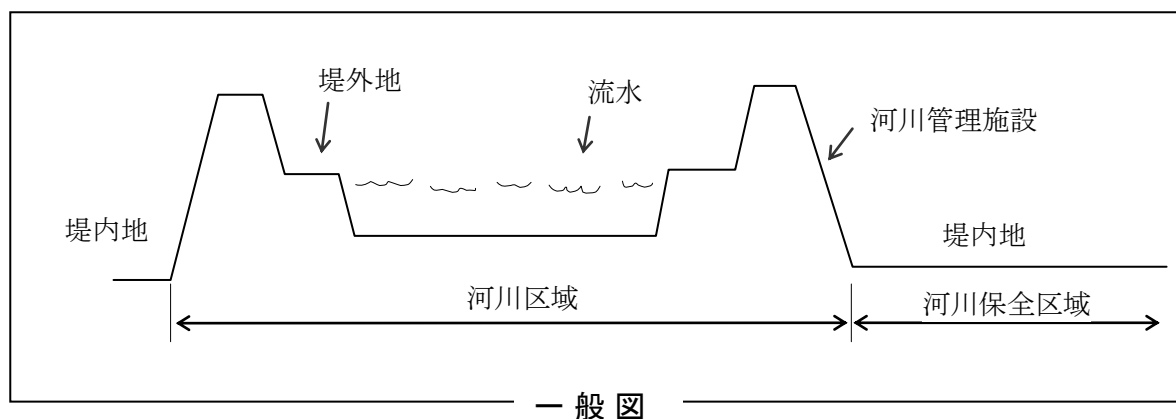
TEL (3647) 9111 内線 6461～6464

③ 荒川河川区域より 20m以内

問合せ先

国土交通省荒川下流河川事務所小名木川出張所 江東区大島 8-33-26

TEL (3681) 6131



4. 上記以外の区内河川における護岸際の相談

江東区土木部河川公園課工務係（防災センター 6階 2番窓口）

TEL (3647) 9111 内線 6461～6464